

ホームプロテクト総合保険・リビングパートナー保険 補償内容についてのご案内

(2019年10月1日以降保険始期契約用)

このご案内では、ホームプロテクト総合保険・リビングパートナー保険の普通保険約款および主な特約の概要をご説明しております。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

用語解説	このご案内の中で使用される略称や主な保険用語は以下のとおりです。		
ホームプロテクト	「ホームプロテクト総合保険」の略称です。	リビング	「リビングパートナー保険」の略称です。
被保険者	保険証券に記載された補償の対象となる方をいいます。	保険の対象	保険をつける対象をいいます。

以下の表における「セットの有無」では、必ずセットされている場合は「◎」（ただし、※がある場合はご契約内容によってはセットされない場合があります。）、任意でセットされている場合は「△」、セットされない場合は「―」を表示しています。

ホームプロテクト総合保険・リビングパートナー保険 保険金をお支払いする場合		セットの有無	
		ホーム プロテクト	リビング
A. 基本となる補償（損害保険金）			
1. 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合	◎	◎
2. 風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災によって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合	△	
3. 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	建物（リビングでは「住宅」と読み替えます。）の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合		
4. 給排水設備の事故等による水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（水があふれることをいいます。）による水濡れによって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合		
5. 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって、保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合		
6. 盗難	盗難によって保険の対象である建物または家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合		
7. 通貨等の盗難	保険の対象である家財を収容している建物（リビングでは「住宅」と読み替えます。）内における生活用の通貨、小切手、切手または印紙、預貯金証書（キャッシュカードを含みます。）または乗車券等の盗難によって損害が生じた場合		
8. 水災	①水災によって保険の対象である建物または家財が損害を受け、それぞれの再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 ②保険の対象である建物または家財を収容する建物（リビングでは「住宅」と読み替えます。）が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%未満の損害が生じた場合		
9. 不測かつ突発的な事故（破損、汚損など）	不測かつ突発的な事故によって、保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合		
10. 引越中の家財の事故	保険の対象である家財を収容している住宅から転居先の住宅へ運送中の事故（日本国内）により損害が発生した場合※上記7.8の事故は対象となりません。	—	◎※
B. 費用保険金			
事故時諸費用保険金	「A. 基本となる補償」の1～6、8、9の事故により損害保険金が支払われ、臨時に費用が生じる場合ただし、屋外設備・装置に生じた費用を除きます。 （注）リビングにおいては6および8の事故は対象となりません。	△	◎
残存物取片づけ費用保険金	「A. 基本となる補償」の1～6、8、9の事故により損害保険金が支払われ、残存物取片づけ費用が生じる場合		
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当し、それによって臨時に費用が生じる場合 ただし、屋外設備・装置に生じた費用を除きます。 ・保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき ・保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物（リビングでは「住宅」と読み替えます。）が半焼以上またはその家財が全焼となったとき		
損害防止費用保険金	損害保険金が支払われる場合で「A. 基本となる補償」の1の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合 屋外設備・装置に生じた費用、地震火災費用保険金の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を除きます。	◎	
C. 建物に関する特約			
修理付帯費用補償特約（併用住宅の場合、自動セット）	保険証券記載の建物に火災、落雷、破裂・爆発の損害が生じた結果、その復旧にあたり原因調査費用、仮修理費用等（居住用部分の費用は除きます。）が発生した場合	◎ （併用住宅のみ）	—
ドアロック交換費用補償特約	保険証券記載の建物（リビングでは「住宅」と読み替えます。）のドアのかぎが日本国内で盗難された場合において、被保険者がドアロックの交換に必要な費用を負担した場合	△	◎※
防犯装置設置費用補償特約	保険証券記載の建物において、保険期間中に犯罪行為（注）が発生し、かつ、被保険者がその犯罪行為と同種の犯罪行為を防止するために建物の改造費用を負担した場合 （注）不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限りします。	△	—

臨時賃借・宿泊費用補償特約	「A.基本となる補償」の1～6、8、9で補償する事故によって保険の対象である建物または家財が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合 ・保険の対象が建物である場合には、その建物が半損以上となった場合 ・保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物（リビングでは「住宅」と読み替えます。）が半損以上となった場合、またはその家財が全損となった場合	△	◎※
専用使用権付共用部分 修理費用補償特約	保険証券記載の建物の専用使用権付共用部分（バルコニーなど）について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき自己の費用で修理した場合	△	—
D. 家財に関する特約			
持ち出し家財補償特約	次のいずれかに該当する方によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財について日本国内の偶然な事故により損害が生じた場合 ①保険証券の被保険者欄に記載された被保険者、②①の配偶者、③①または②の同居の親族、④①または②の別居の未婚の子	△	—
美術品等の明記に関する特約	明記物件（次に掲げる物で保険証券に明記された物）に「A.基本となる補償」の1～6、8、9で補償する事故によって損害が発生した場合 ・美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ・稿本（本などの原稿）、設計書、帳簿など	△	—
E. ご近所や他人などに対する特約			
個人・受託品賠償責任補償特約（リビングでは「リビングパートナー保険普通保険約款第4章賠償責任条項」）	（個人賠償保険） 日本国内で被保険者（注1）が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ・住宅（保険証券記載の建物）および同一敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （受託品賠償保険） 日本国内で受託品（注2）が次に掲げる間に損壊、紛失または盗取されたことにより受託品について正当な権利を有する者に対し、被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任を負担する場合 ・受託品が、住宅（保険証券記載の建物）内に保管されている間 ・受託品が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅（保険証券記載の建物）外で管理されている間 （注1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する方です。 ①本人（保険証券の賠償責任被保険者本人欄に記載された者）、②①の配偶者、③①または②の同居の親族、④①または②の別居の未婚の子、⑤②～④以外の本人の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。）（注3）⑥①が未成年者の場合または①～④までの者が責任無能力者の場合は、その親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって監督する者（それぞれの親族に限ります。）。 ただし、その未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。 （注2）被保険者が、日本国内において受託した財物に限ります。 （注3）ホームプロテクトは対象となりません。	△	◎※ （個人賠償保険のみ補償）
類焼損害補償特約	保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣の住宅やそれらに収容された家財に類焼による損害が生じた場合	△	—
弁護士費用等補償特約	日本国内の事故により被害（注1）が発生し、被保険者（注2）またはその法定相続人が法律相談費用または弁護士費用等を負担した場合（注3）（注4） （注1）この特約における被害は、次のいずれかをいいます。 ①被保険者が被った身体の障害、②住宅（保険証券記載の建物）または日常生活用動産の滅失、損壊もしくは汚損 （注2）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する方です。 ①保険証券の被保険者欄に記載された被保険者、②①の配偶者、③①または②の同居の親族、④①または②の別居の未婚の子 （注3）弊社の同意を得て負担した費用に限ります。 （注4）弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、弊社の事前承認が必要です。	△	—
F. その他の特約			
借家人賠償責任・修理費用補償特約（リビングでは「リビングパートナー保険普通保険約款第3章借戸室修理費用補償条項および第4章賠償責任条項」）	（借家人賠償責任） 被保険者の借戸室が次の事故により損害を受け、被保険者がその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ①火災、破裂または爆発、②盗難、③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（水があふれることをいいます。）による水濡れ、④上記①～③以外の不測かつ突発的な事故（修理費用） 次の事故により借戸室について損害が発生し、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理した場合。ただし、借家人賠償責任によって保険金を支払う場合を除きます。 ①火災、落雷・爆発、②風災・雹災・雪災、③建物（リビングでは「住宅」と読み替えます。）外部からの物体の落下・飛来・衝突等、④給排水設備の事故等による水濡れ、⑤騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為、⑥盗難、⑦水災、⑧上記①～⑦以外の不測かつ突発的な事故	△	◎※
支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約	次のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いします。 ・国内外で被保険者（注1）が個人情報または支払用カード（注2）の不正使用（注3）により法律相談費用等を負担した場合 ・国内外で被保険者が個人情報または支払用カードの不正使用により金銭的損害を被った場合 ・国内外で被保険者がATM等から現金を引き出した後1時間以内に発生した現金（業務用を除きます。）の盗難事故により損害を被った場合または死傷した場合 （注1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する方です。 ①保険証券の被保険者欄に記載された被保険者、②①の配偶者、③①または②の同居の親族、（注2）支払用カードとは、キャッシュカード、クレジットカード等をいい、電子マネー、プリペイドカード等は除きます。 （注3）不正使用とは、他人が被保険者の財産権侵害を目的に不正な手段により個人情報や支払用カードを使用することをいいます。	△	—